3　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
4　清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を別紙記載の非保全債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）

以上

宇都宮地方裁判所第１民事部

令和８年（ヒ）第２号

栃木県足利市羽刈町５５６番地
清算株式会社　ミコト不動産株式会社
代表清算人　　松　尾　幸太郎
1　決定年月日　令和8年7月9日
2　主文　次の協定を認可する。
　協定
1　清算株式会社は、別紙記載の協定債権者に対し、同記載の協定債権額の支払義務を負担していることを認める。
2　協定債権者は、清算株式会社に対し、本協定の認可決定確定日をもって、協定債権の全額につき、その債務を免除する。
3　清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を弁済する。この場合においては、協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）

以上

宇都宮地方裁判所第１民事部

令和７年（ヒ）第１４号

岐阜市加納黒木町二丁目１番地
清算株式会社　佐藤正株式会社
代表者代表清算人　佐藤　誠
1　決定年月日　令和８年７月９日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算株式会社は、本協定認可確定後１月以内に、各協定債権者に対し、弁済原資である金６，３４３，５６２円を各協定債権者の有する債権額（ただし、特別清算開始命令日を基準日とし、基準日における元本額とする。）の割合に応じて按分した金額を支払う。各協定債権者に対する具体的な弁済金額は、別紙のとおりとする。
2　前項に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。振込手数料は清算会社の負担とする。
3　清算株式会社は、前２項に定める弁済を実施した時に、各協定債権者が清算会社に対して有するその余の債権全額の免除を受ける。
4　前項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算人は直ちにこれを換価して、債権者らに対し、必要な費用を控除した残額を、その債権額に応じて按分して支払う。この場合、各債権者が前項の弁済の後にした残債権の免除は、新たにされた弁済の限度で撤回されたものとする。
5　公租公課、特別清算手続に必要な費用等は随時これを支払う。

岐阜地方裁判所

（別紙）
1　弁済手続に参加することができる債権者　にしせと地域共創債権回収株式会社（原債権者　岐阜信用金庫）
　弁済手続に参加することができる債権の額　２，９２３，２９２円
　弁済することのできる金額　２９０，９０１円
2　弁済手続に参加することができる債権者　岐阜市信用保証協会
　弁済手続に参加することができる債権の額　６０，８２３，８４５円
　弁済することのできる金額　６，０５２，６６１円
弁済率　９．９５１１３２３９％

小規模個人再生による再生手続開始